

日立市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定
について

日立市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、日立市空家等対策協議会の所掌事項を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

日立市空家等対策協議会条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第2号中「特定空家等」の次に「又は法第13条第1項に規定する管理不全空家等」を加え、同条第3号中「第14条」を「第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること及び法第22条」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 日立市空家等対策協議会の所掌事項に、「管理不全空家等の認定及び措置」を加えることとした。

※ 日立市空家等対策協議会

空家等対策の円滑な推進を図るため、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施のほか、特定空家等の認定及び措置について審議を行う市長の附属機関

※ 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

※ 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

※ 管理不全空家等

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等